

生計同一証明書・常時介護証明書のご提出について

生計同一証明書

運転者が生計を一にする方で、住民票で世帯が別々の場合は、「生計同一の事実を証明する書類」を下記のうちいずれかひとつ原本をご提出又はご提示ください。

- ・生計同一証明書(交付日から3ヶ月以内のもの)
- ・健康保険証(被保険者と扶養者の記載があるもの)
- ・源泉徴収票(扶養関係の記載がある直近のもの)
- ・確定申告書(扶養関係の記載がある直近のもので、税務署の受理印があるもの)

常時介護証明書

運転者が常時介護する方の場合は、「常時介護証明書(交付日から3ヶ月以内のもの)」原本をご提出ください。

発行場所

- ・身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方・・・・・・・・市役所社会福祉課
0573-66-1111(内線686、644、640)
- ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方・・・・・・・・恵那保健所健康増進課
0573-26-1111(代表)

必要な持ち物等はそれぞれの申し込み先でご確認ください。

※継続申請の方も、令和6年度現況届(申請書)提出時に添付をお願い致します。